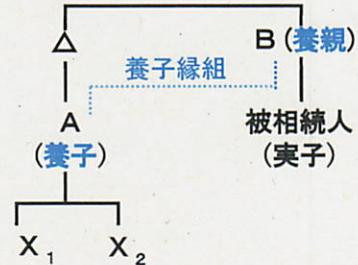


不動産登記申請却下処分取消請求事件について

事案の概要

- 被上告人X₁、X₂の母であるAは、X₁らの出生後に、被相続人の母であるBと養子縁組をしたことにより、被相続人の妹となった。X₁らの祖母とBとは姉妹であったため、養子縁組前からX₁らは被相続人の5親等の傍系親族であったが、X₁らとB及び被相続人との間に養子縁組による新たな親族関係は生じていない。
- 本件は、X₁らが、被相続人の死亡以前に死亡したAを代襲して被相続人の相続人となるとして、被相続人の遺産である土地及び建物について、相続を原因とする所有権移転登記及び持分移転登記の各申請をしたところ、これを却下する旨の各決定を受けたため、上告人を相手にその取消しを求める事案である。



原判決及び争点

- 原判決は、民法889条2項において同法887条2項の規定を準用するに当たっては、同項ただし書の「被相続人の直系卑属でない者」を「被相続人の傍系卑属でない者」と読み替えるのが相当であり、被相続人の傍系卑属であるX₁らは、Aを代襲して被相続人の相続人となることができるとして、X₁らの請求を認容した。
- 当審における争点は、被相続人の兄弟姉妹（A）が相続人となるべき場合において、兄弟姉妹が相続開始以前に死亡したとき等に、民法889条2項において準用する同法887条2項ただし書により、被相続人の傍系卑属でない者は兄弟姉妹（A）を代襲して相続人となることができないが、傍系卑属であれば代襲相続人となることができるとした原審の判断の適否である。

【参考】民法887条2項

「被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき・・・は、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。」

民法889条

- 1 次に掲げる者は、第887条の規定により相続人となるべき者がない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。
 - （略）
 - 被相続人の兄弟姉妹
- 2 第887条第2項の規定は、前項第2号の場合について準用する。」

地位確認等請求事件について

事案の概要

本件は、上告人（学校法人）との間で有期労働契約を締結し、上告人が設置する大学の専任教員（講師）として5年を超えて勤務していた被上告人が、労働契約法18条1項により、無期労働契約が締結されたなどと主張して、上告人に対し、労働契約上の地位の確認及び賃金等の支払を求める事案である。

これに対し、上告人は、被上告人が就いていた職が大学の教員等の任期に関する法律（以下「任期法」という。）4条1項1号の「…多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職」に当たるので、被上告人との間の労働契約について労働契約法18条1項が適用されるためには、通算契約期間が10年を超えることを要するから、無期労働契約が締結されたことにはならないなどと主張して争っている。

《参考》

- 任期法5条1項は、学校法人は、その設置する大学の教員について、任期法4条1項各号のいずれかに該当するときは、労働契約において任期を定めることができる旨を規定し、同項1号は、「先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性に鑑み、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき」を掲げている。
- 労働契約法18条1項前段は、通算契約期間が5年を超える労働者が、使用者に対し、その有期労働契約の契約期間中、所定の無期労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす旨を規定するが、任期法7条1項は、任期法5条1項による任期の定めがある労働契約を締結した教員の当該労働契約に係る労働契約法18条1項の適用については、同項中「5年」とあるのは、「10年」とする旨を規定している。

原判決及び争点

◇ 原判決は、被上告人が就いていた職は、任期法4条1項1号の「…多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職」に当たるとはいえないし、当該労働契約は任期法5条1項による任期の定めがある労働契約ではないから、任期法7条1項の特例は適用されず、通算契約期間が5年を超えることで足りるとする労働契約法18条1項により、被上告人と上告人との間に無期労働契約が締結されたとし、被上告人の請求を一部認容した。

◇ 最高裁においては、労働契約法18条1項の適用のために通算契約期間が10年を超えることを要するか否かにつき、被上告人が就いていた職が、任期法4条1項1号の「…多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職」に当たるか否かが主に争われている。